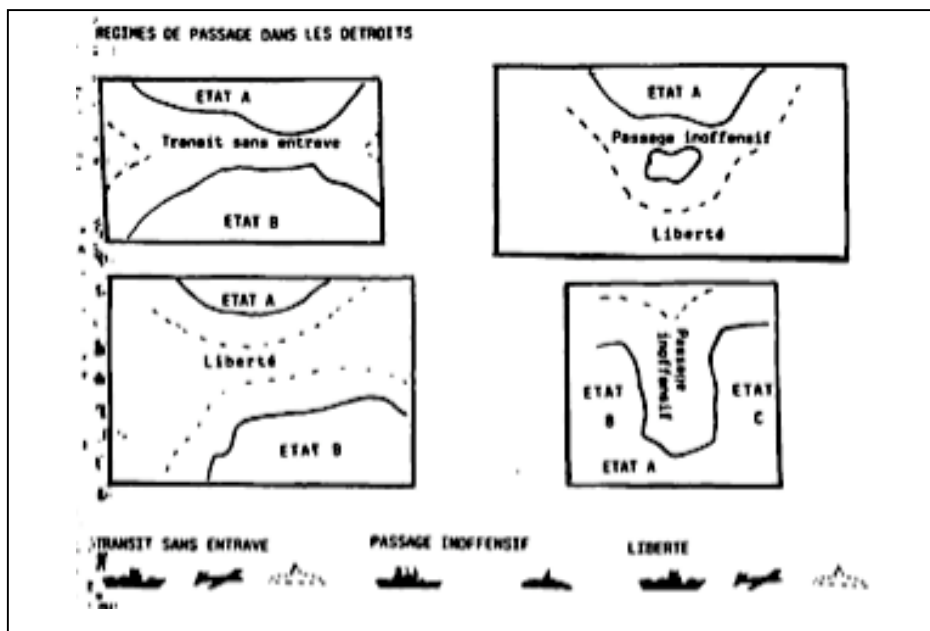


《追加資料：国際海峡》

1. 海峡の類型



○国際法上の「国際海峡」と言えるのは、①、②、④の内、使用基準を満たすもの。

①公海／排他的経済水域を結ぶ海峡：ドーバー海峡、ジブラルタル海峡

→ 通過通航が認められる。

②海峡沿岸国の本土とその島により構成されている海峡：メッシナ海峡

→ 島の海側の公海あるいは排他的経済水域に便利な航路がある場合に無害通航に留まる。
ない場合には、通過通航が認められる。

③公海部分を残している海峡

→ 公海上の自由通航が認められる。

④公海／排他的経済水域と領海との間にある海峡：チラン海峡

→ 無害通航が認められる。

○個別条約により規律される国際海峡については、当該条約に従う。

- ・デンマーク海峡：1857年デンマーク条約、1919年ヴェルサイユ条約
- ・マジェラン海峡：1881年チリ＝アルゼンチン国境条約
- ・ダーダネルス・ボスポラス海峡：1936年海峡制度に関するモンレー条約
- ・

2. 日本の関係する海峡

○宗谷海峡、津軽海峡、対馬東水道、対馬西水道、大隅海峡、

上記③に該当。領海幅を3カイリに留め、上記①、②に該当することを回避（特定海域）。

(→領海及び接続水域に関する法律施行令)

a) 宗谷海峡



b) 津軽海峡



c) 対馬東・西水道



大隅海峡

